

通知を受けた争議行為の実施内容を公表します

労働関係調整法第 37 条第 1 項及び労働関係調整法施行令第 10 条の 4 第 1 項の規定に基づいて、国家公務員共済組合連合会病院労働組合から、以下のとおりストライキ等の争議行為を行う旨の通知がありましたので、同令同条第 4 項の規定に基づいてお知らせします。

1 開始日

令和 7 年 3 月 13 日以降

2 場所

上記組合の組合員が従事する別記の職場

3 要求事項

賃金引上げ等

令和 7 年 2 月 27 日

厚生労働大臣 福岡 資麿

別 記

斗南病院、K K R 札幌医療センター（以上、北海道）、東北公済病院（宮城県）、虎の門病院、三宿病院、立川病院（以上、東京都）、名城病院、東海病院（以上、愛知県）、大手前病院（大阪府）、千早病院（福岡県）、新別府病院（大分県）